

インフルエンザによる出席停止と届出書の提出について

学校保健安全法により、インフルエンザにかかった場合は出席停止の措置がとられます。この措置はお子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。

出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」となります。発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状が始まった日となりますので、病院受診時に医師に確認して下さい。

登園する際は、ご家庭で下記に必要事項を記入していただき、担任に必ず提出していただきますようお願いいたします。

インフルエンザ登園申請書

1. 下の表に日付を記入してください。
2. 毎日体温を記入し、解熱した日に○をつけてください。
3. 解熱した日と表の①～⑤を照らし合わせ、登園可能日を確認してください。

	発症日	発症後								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
解熱した日に○										
①発症後1日目に解熱した場合(最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目	登園可能			
②発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能			
③発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能		
④発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能	
⑤発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能

インフルエンザ () 型	診断を受けた医療機関名
---------------	-------------

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過し、
体調も良好のため令和 年 月 日より登園します。

組 氏名

保護者氏名

印